

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から17年3月まで

私は、学生納付特例の承認を受けて申立期間の保険料の納付を猶予されていた。しかし、早めに保険料を納付した方が安いと思い、平成17年8月8日に母親と二人で社会保険事務所（当時）の窓口へ行き、44万700円を現金で追納して領収書もらった。その領収書は結婚の際に引っ越しなどがあり処分してしまったが、母親の家計簿には、私の保険料を追納した旨とその金額が記載してあるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において保険料の未納は無く、その納付済みの保険料の大半は前納制度を利用して納付しているほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高いものとみられる。

また、申立期間は、学生納付特例により保険料の納付猶予の承認を受けていた期間であり、申立人が申立期間の保険料を追納したとする時期（平成17年8月）は、追納が可能な期間内（10年）である。

さらに、申立人から提出された母親が記載した家計簿によると、平成17年8月8日の欄には、申立人に係る国民年金保険料として44万700円との金額の記載が確認できる。この提出された家計簿については、i) この時期に申立期間に係る保険料を追納した場合、一部期間については追納に係る加算額が含まれるところ、記載されている金額は、当該加算額を含めた金額と一致していること、ii) 申立人以外の家族の保険料の一括納付に係る当該家計簿の記載内容は、納付年月日及び納付金額共にオンライン記録と一致していること、iii)

17年及び18年の家計簿は、年間を通じて支出金額のほか食事の内容なども細かく記載され、筆跡にも疑わしさは無いことから、当該家計簿に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料は自身で用意して納付するつもりであったが、納付する時期が早い方が安く済むと思い、両親にお金を借りて納付したとしているところ、これを裏付ける資料として申立人から提出された金融機関発行の「キャッシュサービスご利用明細」には、上記の保険料を追納したとする日の直前において、金融機関口座から48万円が出金されていることが確認できることから、申立人の主張は具体的であり、信ぴょう性は高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年12月まで

私は、昭和55年3月に勤めていた会社を病気のため退職した後は、国民年金保険料を納付していなかった。しばらくしてA市B区役所から国民年金保険料の請求があったので、同区役所に出向いた際に保険料が未納になっているので納付するように言われた。大金だったので支払えない旨を話したところ、免除制度があることを教えられたが、年金の加入期間に空白ができないように、それまでの未納保険料は納付しなければいけないと言われたので、退職金（10万円強）から工面して7万円から8万円ぐらいの金額をまとめて納付した。30年前のことなのではっきり覚えていないこともあるが、大金を支払うのは大変で今後の生活が心配になったことをよく覚えているので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は21か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間及び昭和50年3月を除き国民年金保険料の未納はない。

また、申立人は、昭和55年3月に会社を退職した後は国民年金保険料を納付していなかったが、しばらくしてA市B区役所から保険料の請求があり、同区役所に出向いた際に保険料が未納になっているので納付するように言われ、免除制度があることを教えられたと説明しているところ、申立人に係るオンライン記録及び同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、会社退職後の同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していること、及び申立期間直後の57年1月以降は全額申請免除期間とされていることが確認でき

る。当時の申請免除の承認は、免除の申請のあった日の属する月前の直近の基準月からとされていたことから、申立人は同年2月から同年4月までの間に同区役所を訪れ、免除申請手続を行ったものと考えられ、この免除申請手続が行われたとみられる時点を基準とすると、申立期間のうち、55年4月から56年3月までの期間は過年度保険料として、同年4月から同年12月までの期間は現年度保険料として遡って納付することが可能であった。

さらに、申立人は、A市B区役所で年金の加入期間に空白ができないように、それまでの未納保険料は納付しなければいけないと言われたので、退職金から工面して7万円から8万円ぐらいの金額をまとめて納付したとしているところ、同市では、当時、区役所窓口で希望者に対し、過年度保険料及び現年度保険料の納付書を作成していたとしていること、及び申立期間の保険料額は8万5,740円となり、申立人が納付したと主張する金額と近似していることから、申立人が申立期間の保険料をまとめて遡って納付したと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万円、申立期間②は40万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 30 日  
② 平成 18 年 12 月 30 日

申立期間①及び②について、年金記録が無いことが分かった。賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は申立期間①及び②に係る賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与明細書で確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は40万円、申立期間②は40万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間  
当時に事務手続を失念していたとして訂正の届出を行っていることから、社会  
保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料に  
ついて納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行  
していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月30日から同年12月1日まで

申立期間は、A社本社から同社B支店に転勤した時期であり、当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された経歴書及び在籍証明書、並びに雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和53年12月1日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和53年10月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、事業主の保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和53年11月30日であることが確認できる上、事業主が資格喪失日を同年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年11月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、



その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成20年8月から同年10月までの期間、同年12月、21年3月及び同年4月、同年6月から22年3月までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、20年8月は17万円、同年9月及び同年10月、同年12月、21年3月及び同年4月、同年6月から同年8月までは18万円、同年9月から22年3月までは17万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の額（20年8月は15万円、同年9月及び同年10月、同年12月、21年3月及び同年4月、同年6月から同年8月までは16万円、同年9月から22年3月までは15万円）とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、20年8月から同年10月まで、同年12月、21年3月及び同年4月、同年6月から同年12月までは17万円、22年1月及び同年2月は16万円、同年3月は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年3月から22年3月まで

ねんきん定期便の保険料納付額が、私の給料明細書の保険料控除額と異なっていたので、年金事務所で確認したところ、A社が誤りを認め、同社が標準報酬月額に係る訂正届を年金事務所に提出したが、申立期間については、時効のため訂正した記録に基づいた保険給付が行われないことになっている。

訂正後の標準報酬月額記録に基づいて年金が給付されるようにしてほ

しい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成20年3月から同年8月までは15万円、同年9月から21年8月までは16万円、同年9月から22年3月までは15万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年5月2日に、20年3月から同年8月までは17万円、同年9月から21年8月までは18万円、同年9月から22年3月までは17万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、申立人から提出された給料明細書によると、申立人は、申立期間のうち、平成20年8月から同年10月までの期間、同年12月、21年3月及び同年4月、同年6月から22年3月までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い給与が支給され、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、標準報酬月額に係る記録を、平成20年8月から同年10月まで、同年12月、21年3月及び同年4月、同年6月から同年12月までは17万円、22年1月及び同年2月は16万円、同年3月は17万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、誤って実際の給与より低い報酬月額を届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年3月から同年7月までの期間、同年11月、21年1月及び同年2月、同年5月については、給料明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 41 年にC社に入社し、同社のグループ会社を含め平成 16 年に退職するまで、継続して勤務していた。しかし、私の厚生年金保険被保険者記録は、A社B工場からD社に異動した申立期間が空白となっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

グループ会社の本社であるC社からの回答及び雇用保険の記録によると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B工場からD社への異動日は、雇用保険の記録から昭和47年11月1日と考えられることから、A社B工場における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年9月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から平成17年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から平成17年8月まで

私は、申立期間当時、経済的に苦しかったため、A市B区役所の年金課の窓口において国民年金保険料の免除申請をした。申立期間の保険料は免除してもらっていたはずなので、申立期間について、保険料を免除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については免除申請を行い、保険料を免除してもらっていたとしているが、国民年金加入手続を行った明確な記憶は無く、国民年金加入手続の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた番号制度による番号）が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人の基礎年金番号（9年1月以降に使用されている制度共通の番号制度による番号）は、厚生年金保険の被保険者資格取得（当該被保険者期間は17年11月8日から同年11月30日まで）を契機に同年11月に初めて付番されていることが確認できる上、A市の国民年金オンラインシステム及び同市C区役所の社保進達リストによると、申立人の国民年金加入手続は20年3月に初めて行われ、この加入手続の際に、17年11月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたことが確認できることから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、免除申請をすることはできなかったものと考えられる。

さらに、全額免除制度については、平成17年7月に「継続的免除申請方式」（被保険者の希望により、次年度以降も改めて免除申請を提出することなく、引き続き審査を受けることができる方式）が導入されるまでは、制度上、原則

として、毎年、免除申請を行い所得の確認を受ける必要があったところ、申立人は、申立期間の免除申請についてはA市B区への転入時に1回免除申請をした覚えはあるとしているものの、毎年、免除申請をした覚えは無いとしていることから、申立期間全ての保険料について、免除されていたとする申立人の主張とは矛盾がみられる。

加えて、オンライン記録及びA市の国民年金に係る記録のいずれにおいても、申立人の平成19年7月から20年6月までの期間の免除申請が同年3月に行われるより前に、申立人の免除申請が行われた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 58 年 3 月まで

私は、20 歳になった頃は大学生であり、母親とは別に暮らしていたが、母親が住んでいた実家に国民年金保険料の納付案内があり、母親が保険料を納付したと聞いた。母親は亡くなっているため、それ以上詳しいことは分からず、領収書なども見当たらないが、当時、母親から国民年金の書類を見せてもらった覚えがあるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人に係る保険料を納付したとする母親が居住していた実家がある A 市においても、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は確認できない上、申立人が申立期間当時に実際に居住していたとする B 市、C 市及び D 市のいずれにおいても、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は確認できないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親は申立人に係る保険料の納付書入手することはできず、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の保険料を納付したとする母親は、申立期間を含む昭和 51 年 4 月から 60 年 6 月までの期間について、国民年金に任意加入し、保険料を



納付しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、母親に対しては、51年4月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されており、国民年金の加入手続後に保険料を納付していたことが確認できるため、国民年金に未加入である申立人とは状況が異なり、母親が自身の保険料を納付していることをもって、申立人の保険料についても納付していたと推認することまではできない。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から平成元年9月まで  
申立期間当時、30万円ぐらいの給与をもらっていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、A社が、昭和62年11月1日から加入しているB基金における申立人の同年11月から平成元年9月までの期間に係る標準報酬月額は、同基金から提出された加入員台帳異動記録照会画面の写しによると、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、A社の同僚から提出された給料支払明細書（昭和53年5月から同年9月までの期間及び同年11月から54年6月までの期間）によれば、当該同僚は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与が支給されていることが確認できるが、事業主が当該同僚の給与から源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、A社の複数の同僚の標準報酬月額について、経験年数等が同一ではないが、申立人の標準報酬月額と比べて推移に特段の差異は認められない。

加えて、A社は、平成14年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によれば、15年11月\*日に破産終結している上、

当時の事業主は高齢のため証言を得ることができず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 11 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 1 月 5 日まで  
③ 昭和 54 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和34年4月11日にA社に入社したにもかかわらず、同社の厚生年金保険被保険者資格取得日が同年6月1日になっており、当該期間の記録が無い。

申立期間②については、私は、A社を途中で一度も辞めた記憶が無いにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無く空白期間となっている。

申立期間③について、私は、A社在籍中にB社の事業主に誘われて、間を空けず同社に転職したにもかかわらず、その際の厚生年金保険被保険者記録に空白期間がある。

申立期間①、②及び③について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、昭和34年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、当該期間当時の事業主は死亡している上、A社の元事業主は、「A社は既に廃業しているため、当時の資料が無く、何も分からない。」と証言しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が当該期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げている同僚のうち、A社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年6月1日に被保険者資

格を取得していることが確認できる。

申立期間②について、当該期間当時の事業主は死亡している上、A社の元事業主は、「A社は既に廃業しているため、当時の資料が無く、何も分からない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該期間にA社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「期間は分からないが、申立人は会社にいなかった時期があった。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和35年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、36年1月5日に再度資格を取得したことが記載されており、記録が訂正されている等の不自然な記載は見当たらない。

申立期間③について、B社の事業主は、「B社は既に廃業しているため、当時の資料が無く、何も分からない。」と証言している上、同社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「申立人がA社からB社に転職してきたことは覚えているが、転職した時期等の詳細は分からない。」と証言しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B社の同僚は、「私もB社の事業主に誘われて、A社からB社に間を空けず転職した。しかし、その際の厚生年金保険被保険者記録に空白期間があるので、同社では入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得させてはいなかったと思う。」と証言しているところ、オンライン記録により、A社からB社に転職した同僚7人全員の厚生年金保険被保険者記録に空白期間があることが確認できる。

さらに、上述の同僚7人のうち6人について、A社の被保険者資格を喪失した月の翌月の1日にB社の被保険者資格を取得していることから、同社では、入社した月の翌月の1日に被保険者資格を取得させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から同年10月1日まで

私は、平成9年9月1日からA社に勤務していた。申立期間は研修期間だったと記憶しているが、給料は支払われており、当該期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得ができない。調査をして記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、申立人から提出された支給明細書、預金通帳及び仮払い給与計算書によると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「当社の人事記録では、申立期間は研修期間となっているが、研修期間中の雇用については、委嘱契約としており正社員ではないので、厚生年金保険には加入させていない。人事記録でも、正社員となる入社日は、平成9年10月1日となっている。」と回答している。

また、申立人と同職種で、同日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、「A社に採用された後、1か月の研修期間があり、その期間は、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、オンライン記録の資格取得日と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで

申立期間の前に勤務した 3 社の被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があるが、申立期間については請求した記憶が無く、受給した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立期間の脱退手当金の請求書類等として提出された厚生年金保険脱退手当金裁定請求書及び厚生年金保険脱退手当金裁定伺では、申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せて支給額が計算されている上、当該支給額に計算上の誤りは無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたこととはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、上記厚生年金保険脱退手当金裁定請求書受付日（昭和 51 年 2 月 26 日）から約 2 か月後の同年 4 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さとはうかがえない上、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。